

## ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）のごあんない



❗ ご注意ください ❗

**令和8年度利用分から申請スケジュールを変更しました。利用月ごとに申請を受付します。**▲ホームページは  
[こちらからどうぞ！](#)

## 1 制度概要

(1) 対象者 **中央区内に住所を有する、児童と以下のいずれかの保護者**

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方  
保護者の仕事や通院、学校行事などの理由で利用でき、保育認定の有無を問いません。
- ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方  
ベビーシッターと家庭内で一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図ります。

(2) 対象児童 **未就学児(満6歳に達する年度の末日まで) ※障害児は小学校6年生まで**(3) 対象期間 **令和8年4月1日から令和9年3月31日まで**(4) 利用時間帯 毎日 **午前7時から午後10時まで**(5) 補助上限時間 児童1人当たり**月20時間まで、年度内144時間以内まで**(多胎児、障害児、ひとり親家庭の児童1人当たり**月40時間まで、年度内288時間以内まで**)※ クーポンや福利厚生等の割引券、ポイントは併用できますが、割引された金額は補助対象外です。  
なお、割引額は原則として保育料から差し引きます(交通費等に充てることはできません)。※ 申請は、利用日ごとに1時間単位とします。(2時間30分ご利用の場合は、2時間または3時間で申請します。なお、1時間未満のご利用は対象外となりますのでご注意ください。)(6) 補助上限額 1時間当たり **2,500円まで**※ クーポンや福利厚生等割引券、ポイントは併用できますが、割引された金額は補助対象外です。  
なお、割引額は原則として保育料から差し引きます(交通費等に充てることはできません)。

※ ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のみが対象です(入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代の実費等は対象外です)。

※1時間あたりのベビーシッターの利用料金(税込み)が補助上限額となります。

(例) 1時間あたりのベビーシッターの料金 2,420円 ⇒ 補助上限額 2,420円  
2,700円 ⇒ 補助上限額 2,500円

▼東京都 HP

(7) 対象事業者 **東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援) 認定事業者**

詳細は、東京都福祉局のホームページをご参照ください(随時更新)。

(8) 保育基準 **児童1人に対しベビーシッター1人による保育であること**

ただし、共同保育(児童2人について、保護者とベビーシッターが共同して保育を行うこと。保護者は常に保育に関わっている必要があります。)の場合であり、かつ保護者が契約において同意しているときは、ベビーシッターが1人でも補助対象となります。

## 2 利用の流れ

### ① 事業者と契約（利用者⇄事業者）

東京都の認定事業者一覧から事業者を選び、直接利用契約を行います。「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えください。

### ② ベビーシッター利用（利用者⇄事業者）

ベビーシッターを利用し、利用料金を直接事業者へ支払い、【提出書類】③～⑤の交付を受けます。

### ③ 区への申請（利用者⇒区）

【提出書類】を揃えて、補助金を申請します。

### ④ 補助金の交付（区⇒利用者）

審査に基づいて決定した金額を支払います（申請額より低くなる場合があります）。

## 3 申請方法

次の書類を、中央区委託事業者へ郵送でご提出ください。

なお、提出された書類は返却できませんのでご了承ください。

※ 窓口へのご提出は、子ども家庭支援センター「きらら中央」及び勝どき・日本橋分室で承ります。

<郵送提出先> 〒135-0042 東京都江東区木場 2-7-23 第一びる 本館 1階

アデコ株式会社 中央区ベビーシッター事業事務局 宛て

※宛先に必ず「中央区ベビーシッター事業事務局」と記載のうえ、郵送いただけますようお願いいたします。

### 【提出書類】

- ① 中央区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼口座振替登録依頼書
- ② ベビーシッター利用内容内訳表
- ③ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書  
※ ③と同じ内容を④・⑤に記載があり、ベビーシッター名や要件の確認ができる場合は省略可
- ④ 領収書（原本）
- ⑤ 利用した児童名、利用日、利用時間、利用料や割引額等の明細がわかる書類
- ⑥ 障害児またはひとり親家庭の児童であることが確認できる証明書類【該当者のみ】  
※ 必要な証明書類（障害者手帳や児童扶養手当証書等）の詳細は区ホームページでご確認ください。

### 【申請スケジュール】 各申請締切日までにご申請をいただけますようお願いいたします。

四半期	申請対象利用分	申請〆切日（必着）	区からの支払時期
第1四半期	令和8年5月分まで	令和8年6月15日（月）	令和8年7月末～8月中旬頃
	令和8年6月分まで	令和8年7月15日（水）	令和8年8月末～9月中旬頃
S			
第4四半期	令和9年3月分まで	令和9年4月13日（火）	令和9年5月末

※ 申請は最終申請期限までは随時受付しています。各申請期限に間に合わない場合でも、申請分散のため、四半期に1度はご申請をお願いいたします。申請期限等は区ホームページにてご確認ください。

※ **最終期限(令和9年4月13日(火))を過ぎた場合は、いかなる理由でも受け付けできません。**

## 4 その他

- ・申請内容について、ご利用のベビーシッター事業者にお問い合わせの場合がございます。
- ・こども家庭庁が定める『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』をご確認ください。

<お問い合わせ> アデコ株式会社 中央区ベビーシッター事業事務局 ☎ 0120-574-261

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで（12月29日から1月3日を除く）